

黒潮消防署新庁舎が完成しました!



平成18年度から建築場所の選定などを行い、数年にわたって移転建設を進めていた幡多中央消防組合黒潮消防署の新庁舎が、3月末に完成しました。

新庁舎は、平成24年に国および県から公表された最大クラスの地震・津波の想定に浸水しない場所に、元々の地盤から約1m高く造成工事を行ったうえで建設されています。構造は地中基礎杭を施工した鉄筋コンクリート2階建て、最大クラスの地震の揺れにも耐えられます。また、新庁舎の敷地内には、今後、ヘリポートや防災倉庫などの整備を予定

しており、大規模災害発生時には防災拠点施設としての機能を備えています。

現在、機能移転に向けた引越の最中であり、5月12日(月)から新庁舎に機能を移転する予定です。移転に伴い、住所・電話番号が左記のとおり変更となりますのでご注意ください。

なお、新庁舎の落成式を5月18日(日)に行います。午後3時から庁舎見学会、3時30分から餅投げも予定していますので、ぜひお立ち寄りください。

【消防署からのお知らせ】

5月12日(月)から黒潮消防署の住所と電話番号が変わります!

【新住所】〒789-1904
 黒潮町伊田2629番地1

【新電話番号】☎44-2600



— 平成26年度四万十川総合水防演習のお知らせ —

いつ起こるか予想できない災害から私たちの命や財産を守るために、一緒に見て・学んで・体験しませんか。当日はたくさんの防災関係機関が参加し、水防工法訓練をはじめ、防災車両、舟艇、ヘリコプターなどを使用した多彩な訓練を行います。ぜひ見学にお越しください。

日時：5月11日(日) 午前9時～11時45分
 場所：四万十川左岸 四万十市不破地区の河川敷 ※見学者用の駐車場があります。
 内容：水防工法・人命救助訓練・ライフライン復旧・展示・防災体験コーナーなど
 主催：平成26年度四万十川水防演習実行委員会
 (国土交通省四国地方整備局、高知県、幡多地域各周辺市町村)

津波避難タワー（5基）が完成しました



大方あかつき館敷地内に完成した津波避難タワー

各タワーの詳細

平成24年3月31日に公表された南海トラフ地震による最大クラスの津波想定を受け整備を進めていた津波避難タワー5基が、3月末に完成しました。

このタワーは津波からの避難に際して、近くに高台が無く、相当な時間を要するといった課題などを解消するため整備したものです。全基とも避難ステージの高さは、整備箇所で予測される浸水深より4m以上高い構造です。

■横浜津波避難タワー

ステージ面積 130㎡

ステージ高さ 11m

(想定浸水深 6.8m)

■早咲津波避難タワー

ステージ面積 140㎡

ステージ高さ 14m

(想定浸水深 9.5m)

■浜の宮津波避難タワー

ステージ面積 100㎡

ステージ高さ 9m

(想定浸水深 5m)

※あかつき館屋上から避難可能。

■町津波避難タワー

ステージ面積 120㎡

ステージ高さ 13m

(想定浸水深 8.5m)

■万行津波避難タワー

ステージ面積 300㎡

ステージ高さ 14m

(想定浸水深 9.4m)

※既設タワーから避難可能。

本工事に關して、町民の皆さんのご理解ご協力をありがとうございます。今後は、犠牲者を一人も出さないため、日頃からの訓練を通じて、ともに防災力を高めていきたいと思います。

耐震診断が無償になります

～木造住宅耐震診断士派遣事業～

お住まいの住宅が地震に対してどの程度の強さがあるか診断し、今後の耐震化につなげます。

本年度より自己負担3千円が無償となりました。

■対象となる住宅

- 1981(昭和56)年5月31日以前に着工された木造住宅で階数が3階以下のもの
- 在来軸組木造構法・伝統構法で建てられたもの
- 賃貸住宅は、借主の同意を得ているもの

■募集戸数 50戸

■その他注意事項

- 診断には立会いが必要です。
- 町が行う耐震改修に対する補助制度を利用する場合には、この耐震診断を受けておく必要があります。

耐震診断を受けたら？

～耐震改修設計費補助事業・耐震改修工事費補助事業～

耐震診断の結果、補助対象要件を満たした場合、耐震改修の設計や工事費用の一部を補助します。

■補助対象要件

- 耐震診断の結果、評点が1.0未満であること

■補助対象額(上限)

- 耐震改修設計の場合
対象経費の3分の2で20万円
- 耐震改修工事の場合 90万円
- ※両方の補助金を受けると110万円(上限)となります。

■募集戸数

- 耐震設計 18戸
- 耐震改修 18戸

ブロック塀の安全対策に対する補助事業

危険なブロック塀などを撤去、または安全な塀への改修を行う所有者などに対し、費用の一部を補助します。

■補助対象経費

- 避難路などに面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀などの所有者などが、登録工務店や建設業者に依頼して行った当該塀の撤去または安全な塀への改修に要した経費

■補助限度額 20万円/1件

※20万円未満の場合はその額。

■募集件数 24件

○お問い合わせ 【本庁】情報防災課 消防防災係・南海地震対策係 ☎43-2188(直通) 【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113(直通)